

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
別 紙				別 紙			
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱				社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱			
第 1 (略)				第 1 (略)			
第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金				第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金			
1 (略)				1 (略)			
(定 義)				(定 義)			
2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係				(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① (略)	(略)	(略)		① (略)	(略)	(略)	(略)
② 次のアからエに定める施設(以下「社会事業授産施設等」という。)				② 次のアからエに定める施設(以下「社会事業授産施設等」という。)			
ア～イ (略)	(略)	(略)		ア～イ (略)	(略)	(略)	
ウ 社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 1 号に基づく隣保館、生活館(ア <u>イヌ集落内</u> に設置された建物) 及び <u>生活</u>	隣保館 生活館 <u>生活困窮者・ホームレス自立支援センター</u>			ウ 社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 1 号に基づく隣保館、生活館(北 <u>海道ウタリ集落地区</u> に設置された建物)	隣保館 生活館 ホームレス自立支援センター		

困窮者・ホームレス自立支援センター			
エ (略)	(略)		
③ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条及び第40条に基づき厚生労働大臣の指定を受けることのできる養成施設	(略)	(略)	
④～⑪ (略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(3) (項) 児童福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① (略)	(略)	(略)	
② 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所(児童福祉法第56条の8に基づく公私連携型保育所(以下「公私	(略)	(略)	(略)

及びホームレス自立支援センター			
エ (略)	(略)		
③ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条及び第39条に基づき厚生労働大臣の指定を受けることのできる養成施設	(略)	(略)	
④～⑪ (略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(3) (項) 児童福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① (略)	(略)	(略)	
② 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所(児童福祉法第56条の8に基づく公私連携型保育所(以下「公私	(略)	(略)	(略)

<p>連携型保育所という。)を含む。) 、 幼保連携型認定こども園(認定こども園法第34条に基づく公私連携幼保連携型認定こども園を含み、児童福祉施設としての保育を実施する部分に限る。)、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。)、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域</p>				<p>連携型保育所という。)を含む。) 、 幼保連携型認定こども園(認定こども園法第34条に基づく公私連携幼保連携型認定こども園を含み、児童福祉施設としての保育を実施する部分に限る。)、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。)、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域</p>			
---	--	--	--	---	--	--	--

<p>子育て支援拠点事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所、同条第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所、認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第11項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）において保育を実施する部分（以下「保育所機能部分」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所</p>				<p>子育て支援拠点事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所、同条第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所、認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第9項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）において保育を実施する部分（以下「保育所機能部分」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>児童数が6人以上であるもの（以下「特例保育施設」という。）、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所及び平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設（以下「助産施設等」という。）</p>				<p>童数が6人以上であるもの（以下「特例保育施設」という。）、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所及び平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設（以下「助産施設等」という。）</p>			
③～⑤（略）	（略）	（略）		③～⑤（略）	（略）	（略）	
<p>（交付の対象） 3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。 （1）（項）社会福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p>				<p>（交付の対象） 3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。 （1）（項）社会福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p>			

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率	①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 社会事業授産施設等 ア～エ (略)	(略)	(略)	(略)	(2) 社会事業授産施設等 ア～エ (略)	(略)	(略)	(略)
オ <u>生活困窮者・ホームレス自立支援センター</u>	<u>平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号ホームレスの自立の支援等に関する基本方針</u>	(略)	(略)	オ ホームレス自立支援センター	<u>平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知「セーフティネット支援対策等事業の実施について」</u>	(略)	(略)
カ (略)	(略)	(略)	(略)	カ (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第 <u>40</u> 条	(略)	(略)	(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第 <u>39</u> 条	(略)	(略)
(4) 障害者支援施設等 ア～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(4) 障害者支援施設等 ア～ウ (略)	(略)	(略)	(略)
エ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条第1項第 <u>9</u> 号及び第79条第1項第4号	(略)	(略)	エ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条第1項第 <u>4</u> 号及び第79条第1項第4号	(略)	(略)
オ (略)	(略)	(略)	(略)	オ (略)	(略)	(略)	(略)
(5)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(5)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略) (3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係				(2) (略) (3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係			

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2)助産施設等 ア～ク (略)	(略)	(略)	(略)
ケ 幼稚園型認定こども園	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条（認定こども園法第3条第1項の認定又は同条第11項の公示を受けたものに限る。）		
コ～シ (略)	(略)	(略)	(略)
(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2)助産施設等 ア～ク (略)	(略)	(略)	(略)
ケ 幼稚園型認定こども園	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条（認定こども園法第3条第1項の認定又は同条第9項の公示を受けたものに限る。）		
コ～シ (略)	(略)	(略)	(略)
(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 社会 事業 授産 施設 等 ア～エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) 社 会 社 業 授 産 施 設等 ア～エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オ 生 活 困 窮者・ ホー ムレ ス自 立支 援セ ンタ ー	<u>平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号ホームレスの自立の支援等に関する基本方針</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	オ ホー ムレ ス自 立支 援セ ンタ ー	<u>平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知「セーフティネット支援対策等事業の実施について」</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
カ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	カ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第 <u>40</u> 条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第 <u>39</u> 条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 障害者支援施設等							(4) 障害者支援施設等						
ア～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ア～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
エ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条第1項第 <u>9</u> 号及び第79条第2項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	エ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条第1項第 <u>4</u> 号及び第79条第2項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(5)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係							イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係						
① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置者	④ 補助根拠等	⑤ 補助者	⑥ 補助率	⑦ 国庫補助率	① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置者	④ 補助根拠等	⑤ 補助者	⑥ 補助率	⑦ 国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセンター	(略)	(7)～(i) (略) (ウ) <u>営利法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(1) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセンター	(略)	(7)～(i) (略) (ウ) <u>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

イ 老人短期施設	(略)	<u>法人等</u> <u>(法人</u> <u>の種別</u> <u>は問わ</u> <u>ない。社</u> <u>会福祉</u> <u>法人を</u> <u>除く。以</u> <u>下「民間</u> <u>法人」と</u> <u>いう。)</u> <u>(ただ</u> <u>し、認知</u> <u>症対応</u> <u>型デイ</u> <u>サービス</u> <u>センターに</u> <u>限る。)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	イ 老人短期施設	(略)	<u>制改革</u> <u>推進交</u> <u>付金の</u> <u>交付の</u> <u>対象で</u> <u>ある、若</u> <u>しくは</u> <u>過去に</u> <u>交付の</u> <u>対象で</u> <u>あった</u> <u>施設を</u> <u>有する</u> <u>民間事</u> <u>業者(社</u> <u>会福祉</u> <u>法人を</u> <u>除く。以</u> <u>下 同</u> <u>じ。)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(ア)～(イ) (略) (ウ) <u>民</u> <u>間法人</u> <u>(ただ</u> <u>し、虐待</u> <u>のほか、</u>							(ア)～(イ) (略) (ウ) <u>地</u> <u>域介護・</u> <u>福祉空</u> <u>間整備</u>						

		<u>要介護者の急な疾病等に対応するための緊急シヨートステイに限る。)</u>							<u>等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者</u>				
ウ～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

カ 軽 費 老 人 ホ ー ム (ケ ア ハ ウス)	(略)	(ア)～(イ) (略) (ウ) <u>民 間法人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	カ 軽 費 老 人 ホ ー ム (ケ ア ハ ウス)	(略)	(ア)～(イ) (略) (ウ) <u>地 域介護・ 福祉空 間整備 等施設 整備交 付金、介 護基盤 緊急整 備臨時 特例交 付金、医 療介護 提供体 制改革 推進交 付金の 交付の 対象で ある、若 しくは 過去に 交付の 対象で</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
---	-----	--	-----	-----	-----	-----	---	-----	--	-----	-----	-----	-----

<p>キ 都 市 型 軽 費 老 人 ホ 一 ム</p>	<p>(略)</p>	<p>(ア)～(イ) (略) (ウ) <u>民 間法人</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>キ 都 市 型 軽 費 老 人 ホ 一 ム</p>	<p>(略)</p>	<p><u>あつた 施設を 有する 民間事 業者</u> (ア)～(イ) (略) (ウ) <u>地 域介護・ 福祉空 間整備 等施設 整備交 付金、介 護基盤 緊急整 備臨時 特例交 付金、医 療介護 提供体 制改革 推進交 付金の 交付の 対象で</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------	--	------------	------------	------------	------------	--	------------	--	------------	------------	------------	------------

									<u>ある、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者</u>				
ク～シ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ク～シ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ス 認知症高齢者グループホーム	(略)	(ウ) <u>民間法人</u> (ただし4(2)エに該当するものは除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)	ス 認知症高齢者グループホーム	(略)	(ウ) <u>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

									付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者(ただし4(2)エに該当するものは除く)				
セ～ソ (略)	(略)	(略) (ア)～(イ)	(略)	(略)	(略)	(略)	セ～ソ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>タ 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 事 業 所</p>	(略)	(略) (ウ) <u>民 間法人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>タ 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 事 業 所</p>	(略)	(7) ~ (イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
									<u>(ウ) 地 域介護・ 福祉空 間整備 等施設 整備交 付金、介 護基盤 緊急整 備臨時 特例交 付金、医 療介護 提供体 制改革 推進交 付金の 交付の 対象で ある、若 しくは 過去に 交付の 対象で あった</u>				

<p>チ 夜 間 対 応 型 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン</p>	<p>(略)</p>	<p>(ア)～(イ) (略) (ウ) <u>民 間法人</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>チ 夜 間 対 応 型 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン</p>	<p>(略)</p>	<p><u>施設を 有する 民間事 業者</u> (ア)～(イ) (略) (ウ) <u>地 域介護・ 福祉空 間整備 等施設 整備交 付金、介 護基盤 緊急整 備臨時 特例交 付金、医 療介護 提供体 制改革 推進交 付金の 交付の 対象で ある、若</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	------------	--	------------	------------	------------	------------	--	------------	---	------------	------------	------------	------------

ツ 介 護 予 防 拠 点	(略)	(ア)～(イ) (略) (ウ) <u>民 間法人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	ツ 介 護 予 防 拠 点	(略)	<u>しくは 過去に 交付の 対象で あった 施設を 有する 民間事 業者</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
------------------------	-----	--	-----	-----	-----	-----	------------------------	-----	---	-----	-----	-----	-----

テ 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	(略)	(ア)～(イ) (略) (ウ) <u>民 間法人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	テ 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	(略)	<u>推 進 交 付 金 の 交 付 の 対 象 で あ る、若 し く は 過 去 に 交 付 の 対 象 で あ っ た 施 設 を 有 す る 民 間 事 業 者</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
--------------------------------------	-----	--	-----	-----	-----	-----	--------------------------------------	-----	--	-----	-----	-----	-----

ト 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(略)	(ア)～(イ) (略) <u>(ウ) 民間法人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	ト 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(略)	<u>特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
-----------------------	-----	-----------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----------------------	-----	---	-----	-----	-----	-----

									整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事業者				
ナ 看護小規模	(略)	(ア)～(イ) (略) (ウ) 民	(略)	(略)	(略)	(略)	ナ 看護小規模	(略)	(ア)～(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>多機能型 居宅介護 事業所</p>		<p><u>間法人</u></p>					<p>多機能型 居宅介護 事業所</p>		<p>(ウ) <u>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護基盤緊急整備臨時特例交付金、医療介護提供体制改革推進交付金の交付の対象である、若しくは過去に交付の対象であった施設を有する民間事</u></p>				
------------------------------	--	-------------------	--	--	--	--	------------------------------	--	--	--	--	--	--

施設等 ア～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	施設等 ア～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
カ 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	(略)	(ア)～(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	カ 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	(略)	(ア)～(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)
		(エ) <u>非営 利法人</u>						(エ) <u>過去 に保健 衛生施 設等施 設整備 補助金 の交付 の対象 であっ た訪問 看護ス テーシ ョンを 有する 民間事 業</u>			
5～10 (略)						5～10 (略)					
別表						別表					

算 定 基 準

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（応急仮施設整備）に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（交付要綱第2の5に定める費用を除く。）

別紙1～(1)「申請額一覧表」(略)

算 定 基 準

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（応急仮施設整備）に必要な工事費又は工事請負費（交付要綱第2の5に定める費用を除く。）

別紙1～(1)「申請額一覧表」(略)

別紙 9

番 年 月 号 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長
殿

補助事業者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧
費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のと
おり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（要補助金等返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書
類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確
認できる資料）

別紙 9

番 年 月 号 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長
殿

補助事業者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等災害復旧
費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のと
おり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（要補助金等返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
(1) 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出され
た消費税仕入控除税額報告書副本
(2) 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書
類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確
認できる資料）

